

議員発第 5 号

茨木市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第112条及び茨木市議会会議規則第8条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和8年3月30日提出

提出者 茨木市議会議員

大 村 卓 司

永 田 真 樹

櫻 井 淳 貴

米 川 勝 利

茨木市議会議長

松 本 泰 典 様

茨木市条例第 号

茨木市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

茨木市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成21年茨木市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表中「758,000」を「760,000」に、「708,000」を「710,000」に、「668,000」を「670,000」に、「664,000」を「665,000」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。